

第27号議案

幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

平成28年3月24日

提出者 文京区教育委員会

教育長 南 新平

文京区教育委員会規則第 号

幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則（平成十二年三月文京区教育委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第六条第三項、第七条」を「第七条」に改める。

第三条を次のように改める。

第三条 削除

第十五条を次のように改める。

（降格と降給とが同日に行われる場合の号給）

第十五条 第七条の規定による降格と条例第七条第六項の規定による降給とが同日に行われる場合におけるその者の号給は、同項の規定により決定された号給から第七条の規定を適用して得られる号給とする。

別表第一 削除

付 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則

新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、幼稚園教育職員の給与に関する条例(平成十二年三月文京区条例第二十七号。以下「条例」という。)第七条及び第二十六条並びに公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十六年三月文京区条例第五号。以下「公益的法人等派遣条例」という。)第五条の規定により、幼稚園教育職員(以下「職員」という。)の初任給、昇格及び昇給等に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第二条 (略)</p> <p>第三条 削除</p> <p>第四条～第十四条 (略)</p> <p>(降格と降給とが同日に行われる場合の号給)</p> <p>第十五条 第七条の規定による降格と条例第七条第六項の規定による降給とが同日に行われる場合におけるその者の号給は、同項の規定により決定された号給から第七条の規定を適用して得られる号給とする。</p> <p>第十六条～第十九条 (略)</p> <p>別表第一 削除</p> <p>別表第二 (第四条関係) (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、幼稚園教育職員の給与に関する条例(平成十二年三月文京区条例第二十七号。以下「条例」という。) 第六条第三項、第七条及び第二十六条並びに公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十六年三月文京区条例第五号。以下「公益的法人等派遣条例」という。)第五条の規定により、幼稚園教育職員(以下「職員」という。)の初任給、昇格及び昇給等に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第二条 (略)</p> <p>(級別標準職務)</p> <p>第三条 給料表に定める職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第一に定める幼稚園教育職員給料表級別標準職務表に定めるとおりとする。</p> <p>第四条～第十四条 (略)</p> <p>第十五条 削除</p> <p>第十六条～第十九条 (略)</p> <p>別表第一 (第三条関係) (略)</p> <p>別表第二 (第四条関係) (略)</p>

別表第三（第六条関係）（略）

付 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

別表第三（第六条関係）（略）